

(電子メール施行)
教体第1198号
令和3年5月28日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

緊急事態宣言の再延長に伴う県立学校の対応について

本県では、依然として重症者用病床使用率が高い水準で推移するなど医療提供体制のひっ迫が続いていることに鑑み、このたび6月20日(日)まで再延長されることとなりました。

学校内において変異株の感染事例が増えていることから「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について」(4月23日付け教体第1109号)及び「緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について」(5月10日付け教体第1137号)等に基づき、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本とした感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、下記の点にも留意願います。

記

部活動【令和3年6月1日(火)～令和3年6月20日(日)】

○土日

- ・原則休止とする。

ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習は可とし、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内とする。

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。ただし、公式試合出場に際し、遠距離等の理由から宿泊が必要な場合は可とする。

(※対処方針の上記下線部について修正・追記)

「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について」

(令和3年5月28日付け教体第1198号) に関わるQ A

令和3年5月28日現在

○ 運動部活動に関すること

Q 1 緊急事態宣言が発令されている期間に参加が可能な「高体連・中体連スケジュール大会、日本高野連・中央競技団体及び国民体育大会（その予選を含む）」とはどの大会か。

A 高体連と中体連がスケジュールを示している大会、日本高野連が主催している大会、各競技種目の中央競技団体（全日本〇〇競技連盟など）が主催する大会、国民大会大会及びその予選のための大会
他の大会等、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q 2 参加可能な大会初日の3週間前から実施可能となる練習の活動場所について、自校及びその周辺とはどのような場所か、また、活動拠点が校内にない場合とはどのような場合か。

A 自校の周辺とは、自校近くの河川敷でのランニングなどを想定しています。また、校内にない活動拠点とは、飛び込み競技用プールや、弓道・アーチェリーなどの施設が学校にない場合を想定しています。判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q 3 参加可能な大会初日の3週間前から休日の練習は可能であるが、練習試合は可能か

A 他校との練習試合は、平日、土日とも禁止しており、基本的に自校での紅白試合とする。ただし、自校内で練習試合ができない場合とは、自校チームで紅白試合ができない少人数のチーム（野球18人未満、サッカー22人未満、バレーボール12人未満など）が、他校と対戦することを想定しています。また、合同チームを編成して活動する学校、および他校との対戦するいずれかの学校を校内とみなします。判断に迷われる場合は、ご相談ください。

担当：体育保健課学校体育班（078-362-3787）